

記

1 スピード P 車両の最低重量

1) 関連条項：

(1) 2026 年国内競技車両規則 第 3 編スピード車両規定

第 1 章 一般規定 第 2 条 車両の定義 2.1) スピード P 車両 (P 車両)

(2) 2026 年国内競技車両規則 第 3 編スピード車両規定

第 2 章 スピード P 車両規定 第 2 条 一般改造規定

2) 統一解釈

スピード P 車両においては、メーカーラインオフ時の諸元（当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等に基づく）から車両重量の変更は認められない。

2 スピード B 車両（全日本ジムカーナ選手権に参加する車両に限る）およびスピード SC 車両（ジムカーナ競技に参加する車両）の計測時基準重量

1) 関連条項：

(1) スピード B 車両

2026 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則

第 2 条参加車両 6) (2)最低重量

(2) スピード SC 車両

2026 年国内競技車両規則 第 3 編スピード車両規定

第 8 章 スピード SC 車両規定 第 4 条 シャシー

4.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

2) 統一解釈

1) スピード B 車両

スピード B 車両における計測時の基準重量は下記の通りとする。

「当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の最小値－100kg（普通自動車）または 50 kg（小型自動車）」－「当該車両の燃料タンク容量 × 0.74（燃料比重）」

2) スピード SC 車両

スピード SC 車両における計測時の基準重量は、燃料の残量を考慮せず下記の通りとする。

「当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の最小値」－「100 kg」

以上